

福島県の官公需施策について

1 福島県の現状

■令和元年度 官公需契約の実績

	総額	うち中小企業との契約	比率
物件	154.4億円	118.8億円	76.9%
工事	1,839.4億円	1,570.6億円	85.4%
役務	318.3億円	195.0億円	61.3%
合計	2,312.1億円	1,884.4億円	81.5%

2 中小企業・小規模事業者の振興(受注機会の増大)に向けた取組

■福島県中小企業・小規模企業振興基本条例

(基本方針) ※抜粋 第8条第1項第3号

中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び円滑な事業の展開を支援し、**受注機会の増大を図る**こと。

■主な取組

<工事> 設計金額に応じた格付等級、地域要件等の設定【入札監理課】

・発注件数の多い一般土木工事では予定価格が1千万円未満の場合は、格付け最上位の業者の入札参加を制限する等、中小企業の受注機会の確保に配慮している。

(例) 一般土木工事 地域・格付要件

設計金額	地域要件	格付要件			
		A	B	C	D
1千万円未満	管内	※	○	○	○

<物品購入等①> 随意契約における優先的な取扱【出納局入札用度課】

対象	登録・認定制度の県担当課	内容
障がい者就労施設	障がい福祉課	随意契約が可能
次世代育成支援認証企業	雇用労政課	随意契約に際して、優先して見積業者に選定
障がい者雇用推進企業	雇用労政課	

<物品購入等②> 随意契約による新商品の購入制度

対象	認定制度の県担当課	内容
新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして認定された者	産業創出課	随意契約が可能

注：入札・契約、登録・認定等の制度詳細は、県ホームページや担当課まで確認願います。